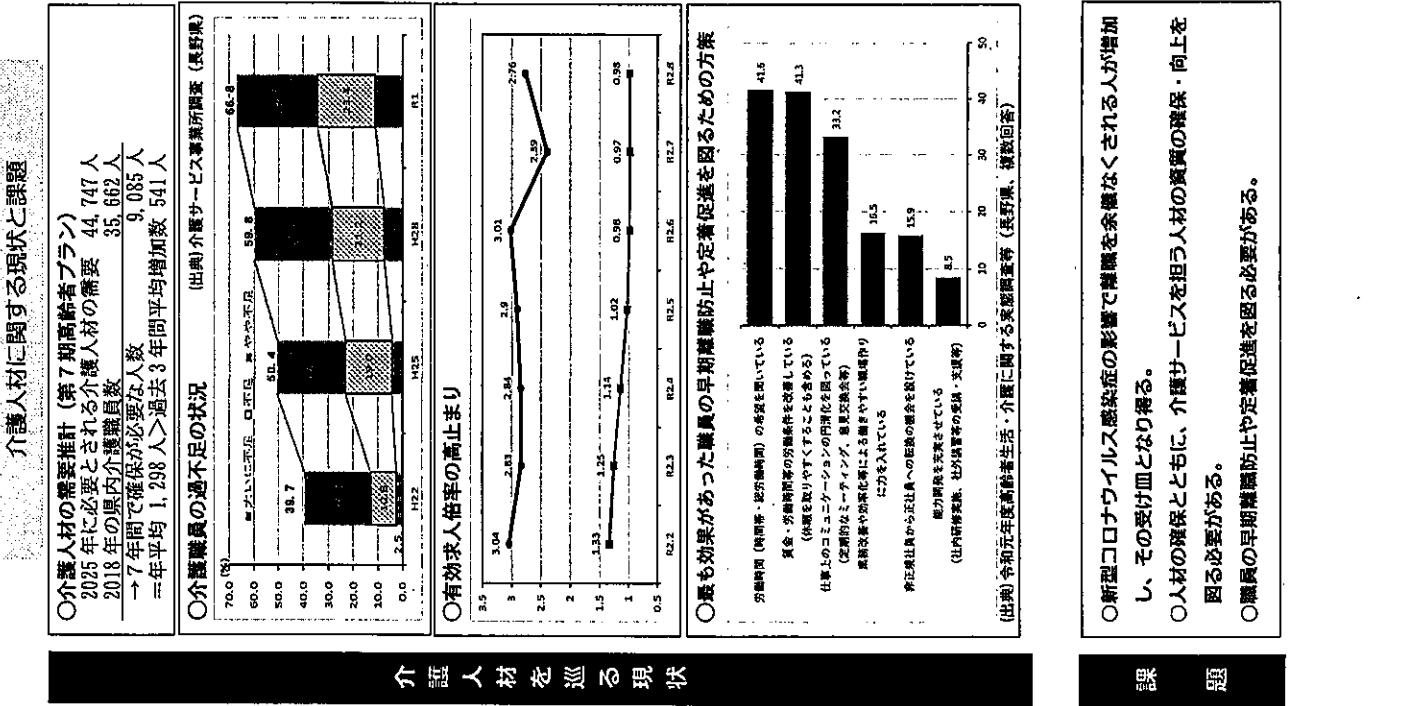
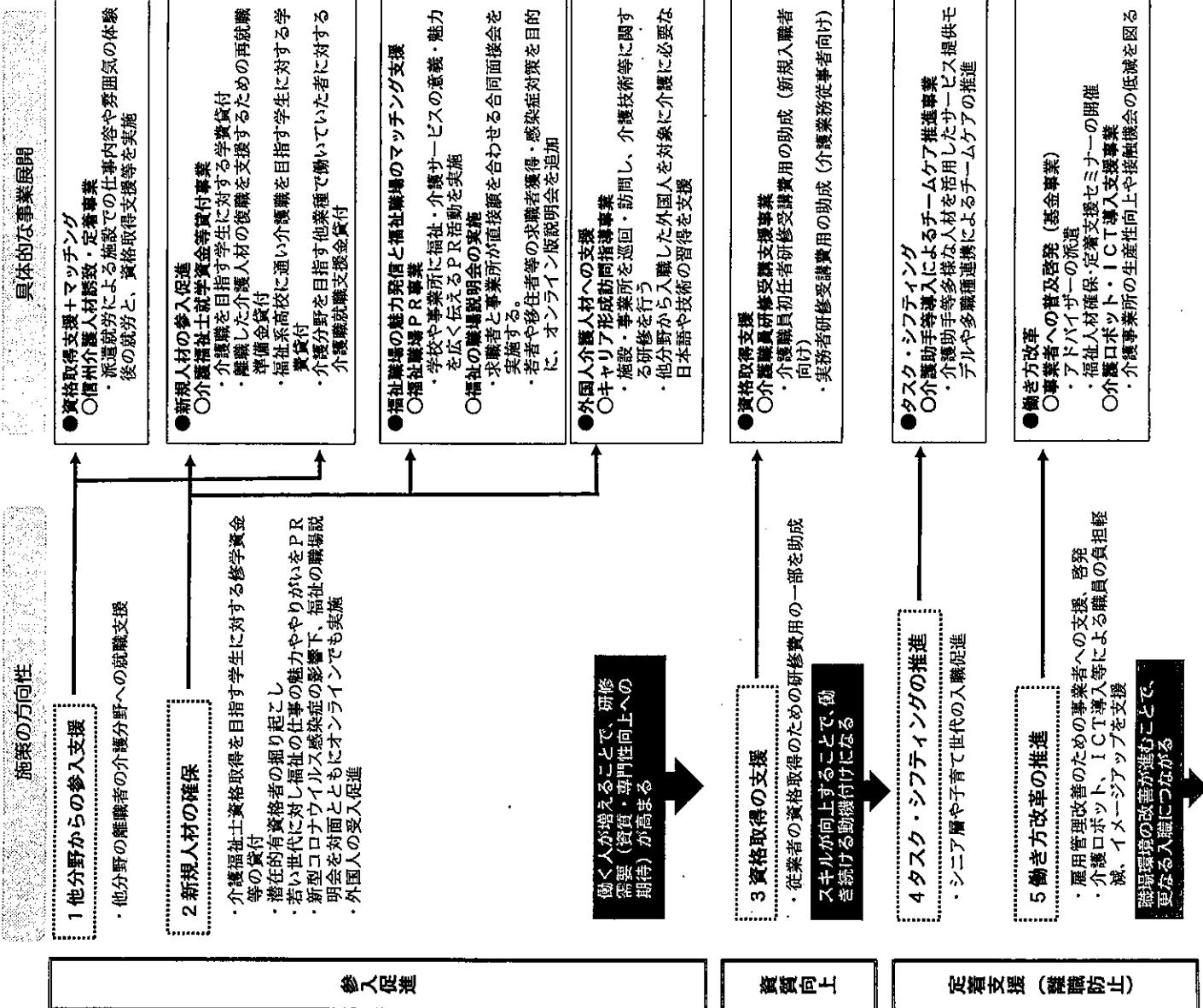


第2回長野県高齢者プラン策定懇話会における県提出資料（委員から依頼のあった項目）

| 資料 枝番 | 項 目 | 委員名 | 頁 |
|----------|---|------|---|
| 1 | 介護人材確保の現状と今後の方向性 | 萱垣委員 | 1 |
| 2 | ICT・介護ロボットの導入についての方向性 | 萱垣委員 | 1 |
| 3 | 認知症利用者の受け入れ体制について | 萱垣委員 | 2 |
| 4 | 認知症施策に対する評価について | 伝田委員 | 3 |
| 5 | 高齢者の社会参加の促進について | 萱垣委員 | 4 |
| 6 | 新型コロナウイルス感染症対策に特化した福祉避難所運営マニュアル策定指針について | 柳澤委員 | 5 |
| 7 | 生活支援コーディネーター、協議体の運営状況について | 今井委員 | 6 |

介護人材の確保に関する現状と課題



認知症利用者の受け入れ体制について

保健・疾病対策課
介護支援課

1 県の主な取組

| 項目 | 実施状況 | |
|---------|---|----------------------|
| 医療体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○認知症疾患医療センターの設置 (H29: 3か所→R2: 9か所) ○医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施 | |
| | 職種 | 修了者数 |
| | 病院勤務職員 | H29: 656人 → R元: 803人 |
| | かかりつけ医 | 734人 → 772人 |
| | 歯科医師 | 102人 → 275人 |
| | 薬剤師 | 180人 → 353人 |
| 看護職員 | 254人 → 427人 | |
| 若年性認知症 | <ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症コーディネーターの設置 (H29~) | |
| | 個別電話相談、支援関係者等のネットワークの構築、 本人・家族支援プログラム、本人ミーティングの開催 | |
| 市町村への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村認知症初期集中支援・地域支援推進連携会議の開催 | |
| | 市町村の取組に関する発表及び情報交換の実施 | |

2 市町村の主な取組

| 項目 | 実施状況 |
|--------------|---|
| 認知症初期集中支援チーム | <ul style="list-style-type: none"> ○77市町村で設置済み (H30) ○訪問延べ件数 (R元) : 2,358件 (1市町村当たり 30.6件) ・100件以上: 8市町村、 0件: 22町村 |
| 認知症カフェ | <ul style="list-style-type: none"> ○62市町村で設置済み (R2.3.31現在) |
| 見守り体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○49市町村で見守りネットワークを構築済み (R2.4.1現在) ○3村で認知症保険を導入 (R2.4.1現在) |
| 認知症サポーター | <ul style="list-style-type: none"> ○養成数 (R2.9.30現在) : 231,621人【人口に占める割合 11.1%】 ・養成数が人口に占める割合の多い市町村 南木曽町 (32.7%)、大桑村 (29.1%)、富士見町 (26.6%) ※20%以上は9市町村 |

3 介護職員の人材育成及び認知症の利用者向け介護サービスについて

| 項目 | 実施状況 |
|-----------------|---|
| 介護職員の人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○認知症介護の指導者や認知症に関する専門的知識と技術を習得するため、国の標準カリキュラムに基づく認知症介護研修を開催している。 ○実績: 2017年~2019年受講者累計 2,198名 |
| 認知症の利用者向け介護サービス | <ul style="list-style-type: none"> ○認知症対応型通所介護事業所数 (R2.4.1現在) 114 ○認知症対応型共同生活介護事業所数 (R2.4.1現在) 260 |

認知症施策に対する評価について

保健・疾病対策課

1 認知症施策に関する主な取組の実施状況

| 名称 | 説明（第7期長野県高齢者プラン「用語解説」より） | 実施状況等 |
|----------------|---|--|
| 認知症疾患医療センター | 認知症の専門医療機関として、専門医療相談、鑑別診断、入院治療等を実施し、認知症診療に関する地域の中核的な役割を担っている。 | 設置状況 H29：3か所→R2：9か所 |
| 認知症初期集中支援チーム | 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。 | 77市町村で設置済み |
| 認知症地域支援推進員 | 市町村ごとに地域包括支援センター、市町村等に配置し、医療機関や介護サービス等地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人 | 77市町村で設置済み |
| 認知症サポート | 認知症サポートキャラバンにおける「認知症サポート養成講座」を受講した者を「認知症サポート」と称する。認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアとして活動する。 | 養成数（R2.9.30現在）： 231,621人 |
| 認知症カフェ | 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場 | 62市町村で設置済み (R2.3.31現在) |
| 若年性認知症コーディネーター | 若年性認知症の人の自立支援に関わるネットワークの調整役を担い、若年性認知症の人や家族のニーズ把握、若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり、事業主に対する若年性認知症の人の特性や就労についての周知等、若年性認知症の人の視点に立った対策を進める人 | H29に設置 電話相談件数（R元）： 41件（うち若年性15件） 研修会（R元）：3回開催 |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人 | 資料2-7参照 |

（今後導入が予定される新たな取組）※認知症施策推進大綱より

| | | |
|-------------|--|-------------|
| チームオレンジ | ステップアップ講座を受講した認知症サポート等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み | 目標：全市町村で整備 |
| キャラバン・メイト大使 | 認知症サポート講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者となる認知症の人 | 目標：全都道府県に設置 |

2 各施策の評価について

- 認知症施策推進大綱では、「認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上を図る」と記載
- 設置等の進んだ施策については機能面の評価・確認を行うとともに、質的な向上に向け、関係者間の連携の推進や情報提供、情報共有を進めてまいりたい。

高齢者の社会参加（人生ニ毛作社会）の促進について

資料2-5

健康増進課

- しあわせ信州創造プラン2.0 重点政策「人生ニ毛作社会の実現」に向けて、シニア世代が、培ってきた豊富な知識と経験を社会参加や仕事で活かし、地域の担い手として元気に活躍できる人生ニ毛作社会を推進する。
- 具体的な取組
 - 1 人生ニ毛作推進県民会議の開催
 - シニア世代の社会参加を推進するため、関係団体と社会参加に関する情報・課題の共有や解決策の検討を行う。
 - 2 シニアが地域で活動できる仕組みづくり
 - ・関係団体との連携（ネットワーク会議）や地域課題に応じる相談窓口機能の役割を担うとともに、シニアの活躍の場の提供と社会参加活動の普及啓発を行う。
 - ・地域で活動できる人材の育成
 - シニア大学において、地域の実情や社会参加の必要性を学び、課題に向き合い活動できる人材を育成する。

【取組のイメージ】

人生ニ毛作推進県民会議の開催

- ・関係団体（17団体：商工会、Jバーカー人材センター、
社協、JA、観光機構等）
- ・シニア活動推進コ-テイネ-タ-
- ・県関係課



シニアが地域で活動できる仕組みづくり（地域単位（10圏域単位））

ネットワーク会議 (広域的かつ多様な主体との連携)

- ・関係団体（市町村、社協、Jバーカー人材センター、
NPO、公民館等）
- ・シニア活動推進コ-テイネ-タ-（事務局）



地域で活動できる人材の育成

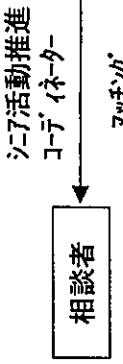
- ・シニア大学による人材育成

シニアの活躍の場の提供・社会参加活動を 普及啓発

- ・カミティツクの開催
- ・信州型ミニティツクルの支援
- ・子ども食堂の支援
- ・地域の居場所づくりの支援



地域の課題に応じる相談窓口機能



福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

健康福祉政策課

1 福祉避難所の運営指針について

- 福祉避難所については、以下の指針等を踏まえて、設置・運営を行っていただることとしています。
 - ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年、内閣府）
 - ・ 要配慮者防災・避難マニュアル策定指針（平成27年、長野県）

2 新型コロナウイルス感染症対策について

- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、県で今年7月に「長野県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、
 - ・ 「3密」を避けるためのレイアウト
 - ・ 手洗いの徹底や、十分な換気の実施
 - ・ 発熱等の症状が表れた方への専用スペースの確保などについて、指針を示しています。
- 福祉避難所の運営に当たっても、このマニュアルを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策について対応いただくこととなります。

生活支援コーディネーター、協議体の運営状況について

介護支援課

1 生活支援体制整備事業の趣旨

地域包括ケア体制の構築に向けては、医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的な確保が求められる。また、単身高齢世帯等の増加により、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、配食や移送、ゴミ出しなど生活支援の必要性が増加している。

一方で、これまでサービスの担い手となってきた生産年齢人口の減少は今後も続いていくものと考えられ、専門職だけでなく、高齢者も含めた地域住民等、多様な担い手による生活支援サービス提供体制の充実が必要である。

2 法的位置づけ (地域支援事業包括的支援事業(社会保障充実分))

平成 27 年 4 月より地域支援事業包括的支援事業(社会保障充実分)に位置づけられる(法 115 条の 45 第 2 項)。市町村は平成 30 年 4 月までに「生活支援体制整備事業」を実施することとされ、それを活用してサービスの資源開発やネットワーク構築を行う「生活支援コーディネーター」の配置や、当該コーディネーター及びサービスの提供主体等が参画して連携強化・資源開発を行う「協議体」を設置して事業を推進することとされた。

なお、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置については、国では、平成 30 年度内までに行うこととされている。

3 市町村事業実施状況

(1) 生活支援コーディネーターの配置状況 (令和 2 年 4 月現在)

| 第一層配置済市町村 | 第一層配置人数 | 第二層配置済市町村 | 第二層配置人数 |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 73 市町村 | 121 名 | 34 市町村 | 171 名 |

(2) 協議体の設置状況 (令和 2 年 4 月現在)

| 第一層協議体設置市町村 | 第二層協議体設置市町村 |
|-------------|-------------|
| 69 市町村 | 30 市町村 |

4 市町村生活支援体制整備に向けた長野県の支援

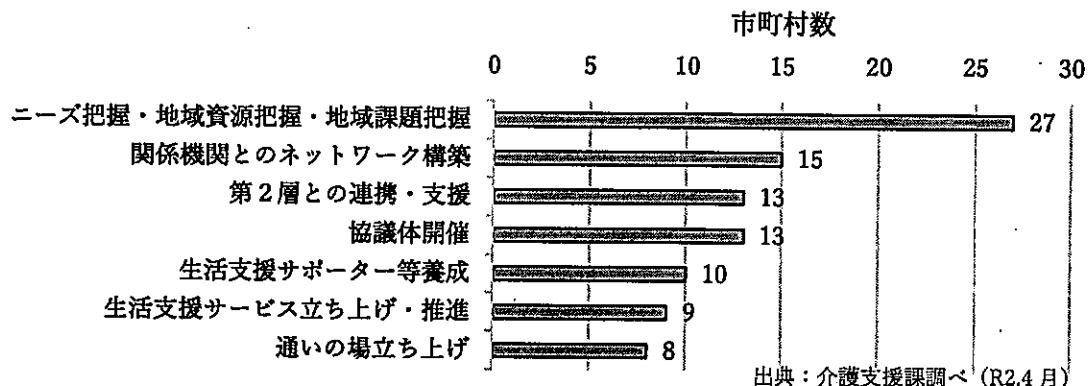
○生活支援コーディネーター研修

生活支援コーディネーターとして配置される者に地域で活動する際の参考となるよう具体的な活動方法等を伝達

○協議体推進支援研修

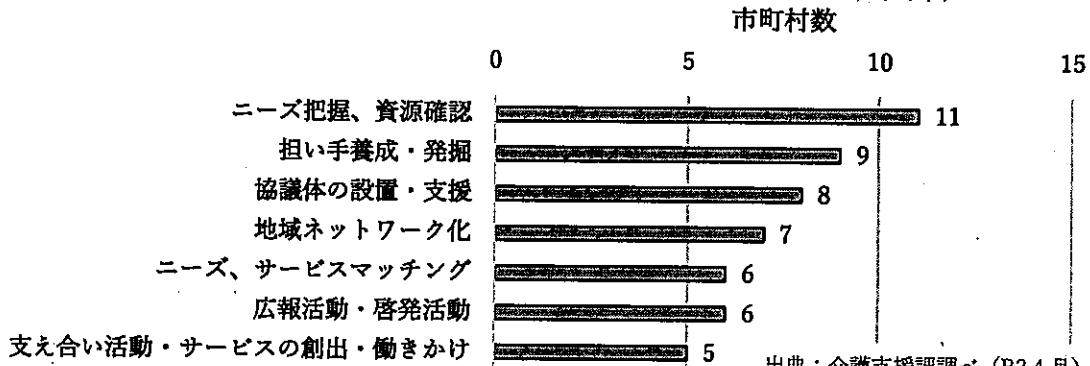
協議体が積極的に開催されることを目的に協議体における実践事例の紹介等、具体的な活動の提案を行う。

第1層生活支援コーディネーターの主な活動内容



出典：介護支援課調べ（R2.4月）

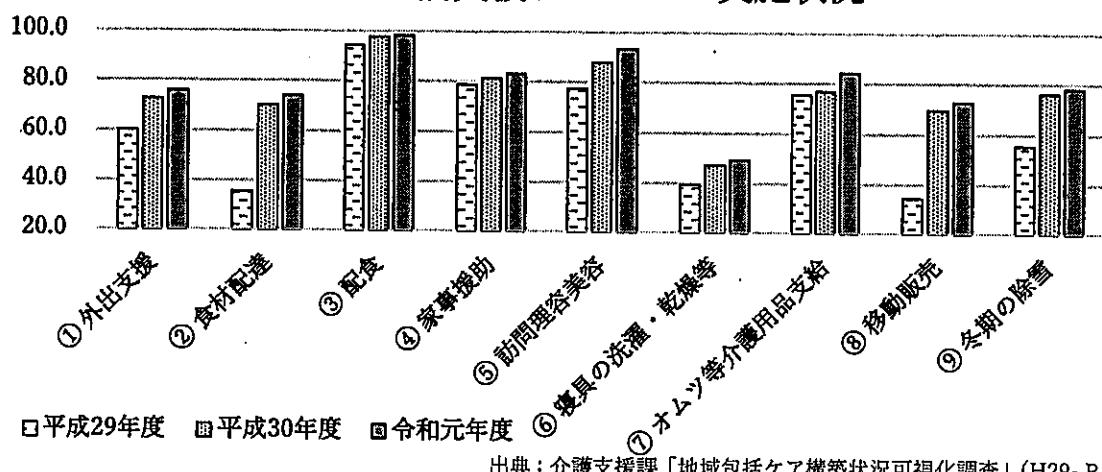
第2層生活支援コーディネーターの主な活動内容



出典：介護支援課調べ（R2.4月）

(%)

県内の生活支援サービスの実施状況

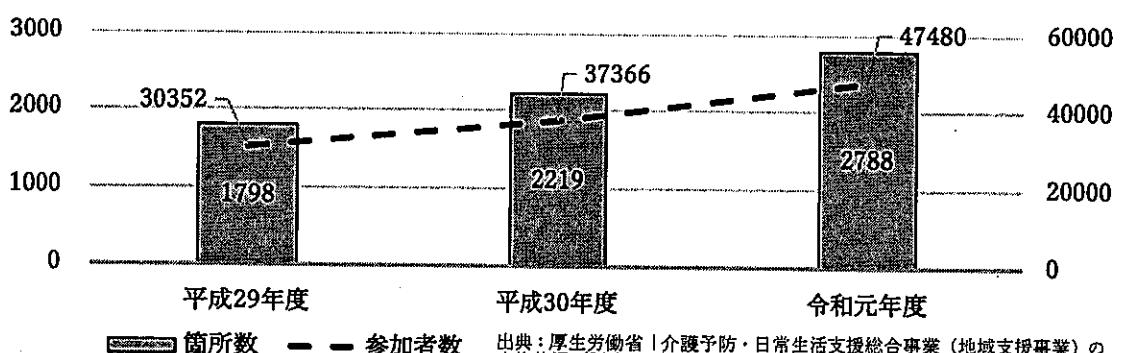


□平成29年度 □平成30年度 □令和元年度 ①～⑨は複数回答

出典：介護支援課「地域包括ケア構築状況可視化調査」(H29~R1)

(箇所)

県内の通いの場参加者数及び箇所数の推移



出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（平成29年度～令和元年度実施分）に関する調査」